

議案第76号

大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後(新) | 改正前(旧) |
|---|--|
| (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) | (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) |
| 2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表</u> | 2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相</u> |

の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

| | |
|--|-----------------------------|
| 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 | 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 |
| 乳幼児に対する健康診査 | 利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

（新設）

3・4 （略）

3・4 （略）

（大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後（新） | 改正前（旧） |
|--|--|
| （虐待等の防止） 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し | （虐待等の防止） 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し |

50号)

- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (令和5年栃木県条例第19号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第26号) (居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

る法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 (平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号) (認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に係る部分に限る。)

- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令第61号) (居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。)